



令和6年度 磯子区版 保育所等利用案内

磯子区キャラクター「いそっぴ」

磯子区にお住まいの方で、保育所等（認可保育所・認定こども園（保育利用）・家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（地域枠））の申請をする方への簡易案内です。

【重要】

本案内は「横浜市保育所等利用案内」の補助的なものです。本案内では簡略化して記載している部分があります。必ず「横浜市保育所等利用案内」をよく読んでください。

もくじ	
1 令和6年4月申請……………P2	3 利用申請上の注意事項……………P3
2 令和6年例月(5月以降)申請……………P3	4 よくあるご質問……………P4

◎申請先等

	提出方法	提出先	期限
4月一次申請	郵送	〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター	令和5年11月6日（月） 消印有効
	障害児保育・お子様の発達に心配がある場合	磯子区こども家庭支援課 （区役所5階 52番窓口） 窓口受付は、障害児保育・お子様の発達に心配がある場合、市外の保育所等を申請する場合のみ	事前相談（電話 750-2475）で予約をお取りいただいた上で 令和5年11月6日（月）まで
	市外の保育所等を申請する場合		
4月二次申請以降	郵送	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 磯子区こども家庭支援課保育担当	二次申請： 令和6年2月9日（金） 必着 5月入所以降： 横浜市保育所等利用案内 P13 参照
	窓口	磯子区こども家庭支援課 （区役所5階 52番窓口）	

※提出期限を待たず早めの提出に御協力ください。

※4月一次申請の窓口受付は、障害児保育・お子様の発達に心配がある場合、市外の保育所等を申請する場合のみです。

◎問合せ先

専用ダイヤル 書類の書き方・受付の日程等の一般的なお問合せ	午前8時から午後8時まで（土日祝日を含む） 電話：045-664-2607 FAX：045-840-1132 開設期間：令和6年1月24日（水）まで （ただし令和5年12月29日から令和6年1月3日は除く）
磯子区こども家庭支援課 その他のお問合せ	午前8時45分から午後5時15分まで（平日のみ） 電話：045-750-2435 FAX：045-750-2540

1 令和6年4月申請

(1) 一次申請

一次申請は原則郵送申請です。

「(B) 窓口申請の方」に当てはまる方のみ窓口で申請してください。

(A) 郵送申請の方

締切日：令和5年11月6日（月）消印有効

必要書類：必要な書類は保護者の状況により異なります。

横浜市保育所等利用案内P16～19をよくご確認ください。

専用封筒で「認定・利用調整事務センター」あてにお送りください。

※「希望施設・事業の変更・追加」及び「追加（不足）書類」の締切日は、

令和5年11月28日（火）消印有効です。

「認定・利用調整事務センター」あてにお送りください。締切日より後の消印となっている書類は一次申請ではなく二次申請の対象となります。

(B) 窓口申請の方

下記（ア）（イ）に該当する方のみ窓口で申請してください。

(ア) 障害児保育を希望する場合・お子様の発達にご心配がある場合

こども家庭支援課障害児保育担当（TEL：045-750-2475）に事前相談が必要です。

事前相談で予約をお取りいただいた上で令和5年11月6日（月）までに申請してください。

(イ) 横浜市外の保育所等を申請する場合

希望する保育所等に1つでも横浜市外のものが含まれている場合は、郵送申請はできません。希望する保育所等のある市区町村の締切日の一週間前までに、磯子区こども家庭支援課の窓口申請してください。

あらかじめ希望する保育所等のある市区町村に「締切日」「提出書類」「その他注意すべき点（最新の課税証明書が必要か、転居予定の場合は物件の売買契約書、賃貸借契約書など転居先と入居予定日がわかる書類が必要か）」等を確認してください。市内施設との併願の場合の申請締切日は令和5年11月6日（月）と希望する保育所等のある市区町村の締切日の一週間前のうち早い方です。

結果：令和6年2月上旬までにお知らせします。

参考

横浜市外にお住まいの方で、令和6年3月31日までに横浜市内に転居予定のない方は、二次申請からの受付となります。

市外からの申請にはお住まいの市区町村が指定する書式及び横浜市書式のほか、最新の課税証明書をご用意ください。横浜市内に転居予定の場合は転居先と入居予定日がわかる書類（物件の売買契約書、賃貸借契約書など）もご用意ください。横浜市の締切日（令和5年11月6日（月）消印有効）に十分余裕をもって、お住まいの市区町村の窓口申請してください。

(2) 二次申請

申請期間：令和6年1月4日（木）から令和6年2月9日（金） **必着**

郵送：「磯子区こども家庭支援課 保育担当」あて

窓口：磯子区こども家庭支援課の窓口（区役所5階52番）

必要書類：横浜市保育所等利用案内P16～19をご覧ください。

結果：令和6年3月10日前後にお知らせします。

※「希望施設・事業の変更・追加」及び「追加（不足）書類」の締切日も

令和6年2月9日（金） **必着**です。

2 令和6年例月(5月以降)申請

申請期間：横浜市保育所等利用案内P13をご覧ください。(郵送の場合は**必着**)

郵 送：「磯子区こども家庭支援課 保育担当」あて

窓 口：磯子区こども家庭支援課の窓口（区役所5階52番）

必要書類：横浜市保育所等利用案内P16～19をご覧ください。

結 果：各締切月下旬に結果通知発送予定

※「希望施設・事業の変更・追加」及び「追加（不足）書類」の締切日は申請締切日と同日です。
※令和6年4～8月申請をする方のうち、令和6年1月2日以降に横浜市へ転入された方については、9月以降の利用調整時には令和6年度住民税課税証明書をご提出ください。申請締切日までに提出がない場合には、利用調整で劣後する場合があります。

3 利用申請上の注意事項

(1) 受入月齢について

- ・受入月齢に到達した翌月からその保育所等を申請・利用できるようになります。
例えば「6か月から」となっている施設に4月から申請する場合、4月1日の時点で満6か月に到達している必要があります。
- ・受入月齢を満たしていない保育所等を希望している場合は、当該保育所等の申請については無効となり、それ以下の希望順位の保育所等については希望順位が1つずつ繰り上がります。受入月齢に到達し利用を希望する場合は、改めて希望園追加の申請が必要です。

(2) 利用希望施設・事業欄について

- ・施設・事業名は、お配りしている「磯子区認可保育施設・事業一覧」にあるとおりにご記入ください。正しく記載されていない場合、ご希望の施設・事業で利用調整できない可能性があります。系列園など、特にご注意ください。

【記載誤りの多い施設・事業】

例1：“にじいろ保育園磯子”・“にじいろ保育園新杉田”・“にじいろ保育園洋光台”

例2：“磯子おひさま保育園”・“横浜おひさま保育園”・“森おひさま保育園”

例3：“根岸星の子保育園”・“原町星の子保育園”・“西町星の子保育園”

例4：“アスク新杉田保育園”・“アスク新杉田駅前保育園”

例5：“杉田保育園”・“杉田幼児園”

例6：“太陽の子磯子保育園”・“太陽の子磯子第二保育園”

(3) 就労証明書について

- ・勤務先に就労証明書を記載してもらったあと、記載漏れや記載誤りがないか必ずご自身でご確認ください。勤務先による就労証明書記載事項の記載漏れや記載誤りが申請後判明した場合でも、締切日までに書類の再提出がなければ、審査内容の変更には応じられません。
- ・育児休業中に申請をする場合は、現在の雇用先に復職することを前提とした申請となります。「復職（予定）」年月日」欄の「復職予定」か「復職済み」いずれかの✓が必要です。

(4) 健康状況等について(利用申請書裏面)

- ・利用内定後であっても、内定先の保育施設・事業がお子様を安全に保育できないと判断した場合、利用内定を取消することがあります。

(5) その他

- ・締切日を過ぎて提出された書類は、翌月分からの申請書類として受理いたします。

4 よくあるご質問

Q 1 磯子区の保育所等と他区の保育所等を同時に申請することはできますか？

A できます。お住まいの区でまとめて申請してください。

Q 2 令和5年度利用申請をしているのですが、令和6年度は別途申請する必要がありますか？

A あります。ただし、令和6年4月からの利用申請をした後、令和5年12月から令和6年3月までの間に保育所等の利用が内定し、その保育所等を利用する場合、令和6年4月からの利用申請を取下げてください。

Q 3 育児休業を取得中に、きょうだい児（第2子等）を保育園に通わせることはできますか？

A 育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則利用申請はできません。ただし、既に保育所等を利用しているお子様については同一保育所等での利用継続を認められる場合があります。詳細は横浜市保育所等利用案内P24〈コラム〉をご覧ください。

Q 4 育児休業中で認可保育所を利用していますが、転園することはできますか？

A 転園申請をすることは可能ですが、転園した場合には新しい施設・事業に入所した翌月1日までに復職する必要があります。育児休業を継続することはできませんのでご注意ください。

Q 5 きょうだいで申請する場合、書類はコピーで代用可能ですか？

A 申請書はそれぞれのお子様の分を記入していただきますが、就労証明書等の保育を必要とすることを証明する書類は原本が1部あれば結構です。なお、年齢が一番低いお子様の分に原本を添付し、他のお子様の分にはコピーを添付してください。

Q 6 令和5年度利用申請に使用した申請書や就労証明書を令和6年度利用申請に使用することはできますか？または令和6年度利用申請に使用した申請書や就労証明書を令和5年度利用申請に使用することはできますか？

A できません。必ず入所を希望する年度の書類をご提出ください。

Q 7 同じ保育所の利用調整で、第1希望の人と第5希望の人ではどちらが優先されますか？

A 希望順位ではなく、ランクが高い方が優先となります。例えば、ある保育所を、「Aランクで第5希望の方」と「Bランクで第1希望の方」で利用調整した場合、Aランクの方が優先されます。希望順位を上げれば入りやすくなるわけではありません。

Q 8 一次申請で保留になってしまったのですが、二次申請には別途申請が必要ですか？

A 必要ありません。一次申請で保留になった方については、取下をしない限りそのまま二次利用調整にかかります。磯子区以外の近隣区の保育所等を希望施設・事業に追加することや、認可外保育施設を利用することもご検討ください。

Q 9 出生前の子の申請はできますか？

A 令和6年4月一次申請に限り申請をすることができます。但し、令和6年2月4日（日）までに出生し、出生後、令和6年2月9日（金）までに「出生後届出書」の提出が必要です。保育所等の受入月齢を確認の上申請してください。

※「出生前児童の新規利用申請のご案内」（区ホームページまたは区役所5階 52番窓口配布）をよくお読みください。

Q 10 郵送申請で必要書類が締切日までに到着したか心配です。電話での到着確認は可能ですか？

A 4月入所申請については申請書類及び不足書類等の受理が集中し、到着しても受付までに数日を要する場合がある他、確認・審査のために書類を移動させている場合もあるため、電話でのお問い合わせにはお応えできません。到着確認を希望する場合は予め「郵便追跡サービス」を利用してください。